

藤沢市政策研究室 ニュースレター

Contents

2007. **11** Vol.24

- 今月の話題 「民間と均衡の取れた」退職手当とは
- 研究室からの風
- おしらせ 平成 19 年度「政策提案制度」の二次審査結果
- 職員研究員の一言 道路標識のあれこれ

■ 今月の話題 「民間と均衡の取れた」退職手当とは

防衛省元次官の接待疑惑が明るみに出て高級官僚の退職手当のあり方が改めて問われている。今回は当事者がすでに OB になっており、退職手当は禁固刑以上の刑事罰が確定しないと返納されないという問題もある。この点、政府・与党は不祥事が明らかになった段階で関係閣僚が返納命令を出せるようにする等の改善策の検討を急ぐという。

庶民が気になるのはむしろ、元高官が退職金をいくらもらったかである。報道の中には「勤続 37 年、59 才で事務次官を退職した場合は 7,594 万円」との試算も見られたが、「7,000 万～8,000 万円」であることは間違いなさそうである。省庁トップに登りつめた高官の退職手当として高いか、安いかは様々な議論があろう。それは措くとして高級官僚はどんな退職手当を支給されるのだろうか。総務省人事・恩給局が毎年度、集計・公表しているデータから図表を作ってみた。

国家公務員の退職手当支給額	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
2,000万円未満	31,459	31,091	37,642	34,080	34,311
2,000万円～3,000万円未満	18,354	18,426	24,870	18,634	17,369
3,000万円～4,000万円未満	3,312	4,141	7,154	8,373	7,803
4,000万円～5,000万円未満	115	106	221	380	425
5,000万円～6,000万円未満	186	180	328	320	278
6,000万円～7,000万円未満	57	60	182	115	102
7,000万円～8,000万円未満	47	69	53	46	53
8,000万円以上	5	9	28	85	65

(単位:人)

勤続30年以上の人数(A)	21,259	21,775	30,584	25,499	23,655
退職手当5,000万円以上数(B)	295	318	591	566	498
(B)が(A)に占める割合(C)	1.39%	1.46%	1.93%	2.22%	2.11%
勲奨退職者平均退職手当(千円)	26,935	27,411	27,302	29,294	29,706

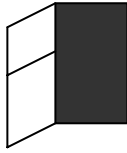
まずは近年、最高ランクの 8,000 万円以上の退職金を手にした高級官僚の数をご覧あれ。平成 13 年度に 65 人、翌 14 年度は 85 人に上ったのが目に付く。少なくない数だが、その後は急減する。15 年度は前年度の約 3 分の 1 の 28 人まで減り、続く 16、17 両年度は 1 ケタに落ち込んだ。

小泉内閣が進めた行政改革が効いたようだ。総務省は 15 年 10 月から「官民均衡を図るための調整率」を 100 分の 3 ポイント引き下げ、1 年後にさらに 3 ポイント、合わせて 100 分の 6 ポイント引き下げた。同時に早期退職者への優遇措置も圧縮した。

この結果、5,000 万円以上の高額な退職手当をもらう国家公務員は減った。総務省のまとめだと、平成 13～15 年度までは年間約 500 人の規模だったのが 16 年度からは 300 人前後へと急減した＝表下段 (B) 欄。この人たちが退職手当をほぼフルにもらえる「勤続 30 年以上」層に占める割合も 2% 以上から 1.4% まで減った (17 年度)＝同 (C) 欄。

(裏面につづく)

それでも 17 年度は 8,000 万円以上の 5 人を別格としても、それに 7,000 万円台 47 人、6,000 万円台 57 人、5,000 万円台 186 人と続く。こうした数字を見ると、「民間企業との均衡を基本にした水準」（総務省）との説明に、素直にうなずけるだろうか。 (政策研究室 坂井敏晃)



研究室からの風

新中核市

政府は、2008 年 4 月に盛岡、柏、西宮、久留米の 4 市を中核市に、春日部市を特例市にそれぞれ移行することを内定した。これで、中核市は計 39 市、特例市は計 43 市になるという。中核市移行に際する財政的な措置は普通交付税算定時の基準財政需要額に対する補正が主なものである。これらの中で筆者が注目したのは、柏市の事例である。というのは、平成 18 年度普通交付税不交付であった柏市がその時点で中核市であった場合、普通交付税が 12 億 5 千万円交付されるという試算がなされているのである。筆者が本市に関して試算した場合には、本市は不交付のままであった。このように具体的な試算が示されている例は、筆者の知る限りあまり多くなく、同じ関東にあり人口規模も比較的近い柏市の試算は、本市にとって有益な研究対象となるのではないだろうか。 (政策研究室 其田茂樹)

いま 1 つの「格差」論争：国家・地方の公務員給与

京都府の給与水準は国家公務員を 100 として 120.5、さらに京都市では 162.5 に達する。えっ、なんで？それぞれ 102.6、100.1 と公表されていたのに、なぜ？同じ 2006 年 4 月の給与を基に算定しているのに、なにゆえ 2 つの数字があるの？しかもまさに桁違いだし・・・。

後者はおなじみのラスパイレス指数だが、前者は財務省が新たに打ち出した「フィッシャー指数」である。フィッシャー指数とは、これまでの年齢、学歴に加えて「職責」をみて、同等レベルの職員の給与水準を比較する指数とされている。

ここから財務省 vs. 総務省の闘いが激化しているようにもみえるが、実は総務省も、いま 1 つ別の指数を広めようとしている。本ニュースレターの 4 月号でお伝えした「地域手当補正後ラスパイレス指数」である。かくして、まさに利害が複雑に錯綜しつつも、寄って集って地方公務員の給与水準を引き下げようという動きが強まっているわけだが、少し広い目で見ると、懸念されるのはこの国の労働環境の行方である。民間の給与水準も低下、公務員も引き下げ・・・いったい何のために？われわれはどこに向かっていくの？ (政策研究室 青木宗明)

「凍結」続き

10月末の高齢者の医療費負担増の「凍結」に続き、11月に入って児童扶養手当の支給削減に関しても「凍結」された。高齢者医療は、来年の4月からの70～74歳の窓口負担の引き上げ(1割から2割)を1年間凍結、75歳以上でこれまで扶養されていた高齢者の保険料は、半年はゼロ、残りの半年は1割負担に(なぜ1割という数字なんだろう)。児童扶養手当に関しては、削減の対象者を「就業意欲のないもの」とすることによって、8割は働いている母子世帯への影響を抑えた。選挙後、社会保障をめぐる諸改革は「凍結」続き。改正案が国会を通過していないので確定していないが、高齢者医療は1年限りで、児童扶養手当は完全凍結のようだ。もっとも1年「凍結」というのは、導入の先延ばしというほうが適切かもしれない。(政策研究室 田中聡一郎)

投稿を歓迎します！

ニュースレターに投稿してみませんか？藤沢市職員であれば、どなたでも投稿が可能です。本研究室の投稿規定に従って掲載の可否を判断しますので、掲載されない場合もありますが、仕事の中で見つけた大発見や、みんなに知らせたい情報などなど、楽しい原稿(字数は300～700字)をお待ちしています。

インターネットラジオを取り巻く「雑音」

自宅で仕事や家事をしているとき、BGM代わりにインターネットラジオをよく聴いている。湘南を離れた今でも、ネット上のレディオ湘南でHAGGYさんの声が聴けるのがうれしい。しかし日本のインターネットラジオは訳あって放送されるのはトーク部分のみ。音楽部分はカットされてしまう。ちなみに僕のお気に入りには米国のSmoothJazz.comという24時間スムースジャズをオンエアする局だが、米国でも音楽を流すことがついに議会を巻き込んだ政治問題に発展してしまった。

それは著作権の問題である。日本では現在のところ、インターネットラジオは「放送」ではなく「通信」とみなされている。放送の場合の著作権料は(相手が不特定多数のため)定額制を採用しており、制作費に著作権料を計上しておくことは容易だ。しかし通信の場合は「特定多数」と見なされ、アクセス数に比例して著作権料が変動してしまう。事前に制作費を計算することなどほぼ不可能である。結果的に音楽を流すことに慎重にならざるを得ない。一方、米国ではインターネットラジオに対する従量制の課金システム(1曲1ユーザあたり7/100セント)が運用されているのだが、これに対し著作権管理団体が引き上げ(19/100セント)を要求。中小局では売り上げの1,200%もの使用料を支払うことになってしまうということで、大論争がまき起こった。

とはいえ、インターネットラジオの技術は情報発信の手段としては非常にコストパフォーマンスがよい。ミニコミ誌と連動して地域情報をインターネットラジオで発信しているところ(川崎市多摩区)や、自治体広報番組をインターネットラジオで行うところ(山形県新庄市など)もでてきた。特に視覚障害者に対する広報手段として有効だ。

願わくは両国とも制度の適切かつ透明・公正な対応がなされ、情報の発信源として有効活用できる日がくるよう祈りたい。(政策研究室 稲田俊)

■ お知らせ 平成 19 年度「政策提案制度」の二次審査結果 ～2つの提案が来年度事業化されます～

7月号、8月号では、一次審査で4つの提案が選定されたことをお知らせしました。提案された職員グループの皆さんには、勤務時間外で検討作業をすすめていただく一方、先進自治体にも調査に出向くなど、短期間ながらまとめに向けて精力的に取り組んでいただきました。

11月7日には、市長、両副市長、収入役、関係部課長等を審査員とする事業化審査会（二次審査）を職員公開で開催し、この4グループから提案内容の説明を受け、下記の2件が採択されました。この2つの提案は、来年度で事業化が図られることとなります。残念ながら採択に至らなかったグループの皆さんも含め、提案内容やこの制度に関係した各課の方々には、深く感謝申し上げます。

監督者一部研修グループ1班＝市民がわかる公共案内 ～One Up Service～

藤沢駅北口から市役所までのルート上にわかりやすい案内表示を設置し、本市の行政サービスの向上とイメージアップにつなげる。想定事業費＝1,659千円、所管課＝管財課。

作井悟史（環境保全課）石塚義之（職員課）瀬戸あかね（市民相談課）中野雅臣（福祉推進課）渡辺英子（辻堂保育園）栃木洋一郎（開発業務課）五味田亮子（道路管理課）

自主研究グループ「お昼ごはんの会」＝保育園原っぱ化事業

幼児期の自然体験の機会を確保することで、自然に対する感受性の養成を図り、環境に対する興味関心を深めることを目的に、保育園園庭の一部を原っぱ化する。想定事業費＝945千円、所管課＝児童福祉課。

倉本一宏（児童福祉課）東 晋吾（福祉推進課）安藤弘和（IT推進課）遠藤芙紗（保険年金課）奥野山真之助（青少年課）木村朱里（市民税課）田中弘光（納税課）江口領一（福祉推進課）本間良太郎（財政課）

（政策研究室 渡辺悦夫）

■ 職員研究員の一言 道路標識のあれこれ

街中で見られるこの標識、一見子供が父親に自転車をねだっているように見えますが、「自転車及び歩行者専用」を表す標識です。歩道などによく設置され、自転車が歩道内を通行してもいい事になっています。しかしながら、自由気ままに通っていい訳でなく、法で定められたルールがあって、歩道内の車道側（右側）を徐行、歩行者の通行を妨げるおそれのある時は一時停止など、罰則が設けられた禁止行為となっています。通行のじゃまで、ベルを鳴らしている光景をたまに見かけますが、これは2万円以下の罰金又は料金が課せられる禁止行為になります。実際取り締まっている所を見た事はありませんが・・・これを補助する役割として、この標識の下に「自転車通行可」の文字が付いていますが、最近では、ルールが守られない現状から「歩行者優先」になっているため、同じ意味ではありますが2種類ある形になっています。



道路標識には、たくさんの種類があって、当たり前ではありますが、それぞれにルールがあります。分かりにくかったり、難しかったりしますが、どれも「人を思いやる気持ち」さえ持っていれば、ルール違反をすることはないはずです。子供と手をつないで歩いていて、「あの絵なーに？」って聞かれたときに、しっかり教えられる大人であって欲しいと思います（自分含む）。

（道路整備課 古川卓也）

藤沢市政策研究室
ニュースレター
Vol. 24 / 2007年11月発行

編集・発行 : 経営企画課 政策研究室（本館2階）
TEL : (内線) 2173 (直通) 0466-50-3517
E-mail : research@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市政策研究室ニュースレターは、地方自治に関する最新の情報や政策動向を伝えるため、職員向けに毎月発行しています。掲載した内容は、研究員の個人的な見解です。